

令和8年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(都市整備関連)**

令和7年7月

大 阪 府

目 次

1. 万博後の持続的な成長・発展に向けた取組の加速	1
2. 国土強靱化実施中期計画に基づく取組の更なる加速化・深化	3
2-1 「安全・安心なまち大阪」の確立	
2-2 大阪の成長に向けたインフラ整備の推進	
3. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現	15
4. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上	18

※要望文中の下線部については、「令和8年度 国の施策並びに予算に関する最重点
提案・要望（令和7年6月）」においても記載している内容です。

令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (都市整備関連)

日頃から、大阪府都市整備行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪・関西万博の開幕から3か月。万博は好評を博し、連日多くの来場者でにぎわっており、会場では、ライフサイエンスやカーボンニュートラルをはじめとする世界最先端の技術が披露され、世界から注目を集める千載一遇の機会となっています。こうした万博の成果を結実させ、日本の持続的な成長・発展につなげるからこそが万博のレガシーであり、その実現に総力を挙げて取り組むことが必要です。

特に、万博開催地である大阪が、そのインパクトを最大限に活用し、更なる成長を遂げるためには、都市基盤・住環境の整備を進めることが不可欠です。

このため、万博で導入された自動運転などの新モビリティの取組をはじめ、増加する来訪者の円滑快適な移動ができる環境整備を推進いたします。

また、安全・安心なまちの実現に向けて、南海トラフ地震等の大規模災害への備えや八潮市で発生したインフラ老朽化への対応など、防災・減災・国土強靱化を推進しています。

併せて、将来の大阪の成長を支える大阪モノレール延伸、淀川左岸線やなにわ筋線など、鉄道・道路ネットワークの充実・強化などのインフラ整備、リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期開業、居住の安定確保への取組を国土強靱化実施中期計画に基づき、更なる加速化・深化を図ってまいります。

これら日本の成長や国民の安全・安心に資するインフラ整備を着実に進めるため、今後の資材価格・人件費等の高騰に対応した、十分な予算を確保する必要があります。

令和8年度の国家予算編成に当たりましては、以上の趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

1. 万博後の持続的な成長・発展に向けた取組の加速

(1) 万博のインパクトを活用した大阪の成長・飛躍に向けて

大阪・関西万博では、世界最先端の技術やサービスが展示・実装され、連日多くの来場者が「未来」を実感しており、まさに「未来社会の実験場」を体現している。こうした万博の成果を一過性のものとして終わらせることなく万博後も社会に根づかせ、大阪、ひいては我が国の持続的な成長や人々の暮らしの向上へつなげていくため、万博で発信した自動運転などのイノベティブなサービスについて、さらなる拡大・発展をめざすこと。とりわけ、以下の事項を要望する。

1) 持続可能な地域公共交通を確保するため、新モビリティ導入に向けた地方自治体の取組に対し、必要な財政支援を行うこと。併せて、自動運転レベル4を実現するために、歩車分離など自動運転走行空間のあり方や、事故が発生した場合の責任の所在など社会的ルールを早期に明確にすること。

2) 地域交通の「担い手」や「移動の足」の不足、インバウンドによるタクシー需要の増加により、新たな交通手段への社会のニーズが高まっている。

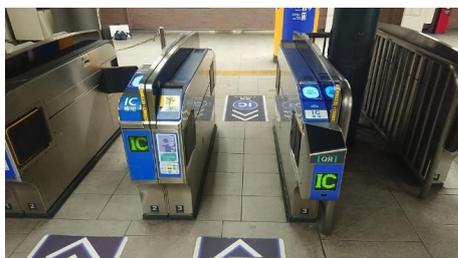
このため、引き続き、ライドシェア事業について、タクシー事業者以外の新規事業者の参入やドライバーの業務委託方式の導入など、大阪府・大阪市からの提案も踏まえ、制度実現に向けた検討を行うこと。

3) インバウンド等の受入環境整備の促進

大阪・関西万博の開催を契機に、また、統合型リゾート（IR）の開業も2030年に迫るなか、今後さらに増加が見込まれるインバウンド等の円滑・快適な移動を確保するため、交通事業者が行う受入環境整備やMaaSの取組に対し、更なる支援や必要な財源措置を講じること。

また、誰もが安全・安心で快適に移動できる環境の実現に向け、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえつつ、ユニバーサルデザインタクシーが着実に普及するよう、事業者への支援の拡大や、自動車メーカーに対する車両の安定的な供給に向けた働きかけを行うこと。

【受入環境整備（キャッシュレス決済機器）】



(写真提供) 京阪電気鉄道株式会社



(写真提供) 近畿日本鉄道株式会社

【ユニバーサルデザインタクシー】



(出典) トヨタジャパンタクシーHP

4) 住宅・建築物の省エネ対策等に係る施策の円滑な実施

2050年の脱炭素社会実現に向けて、万博で披露された新たなカーボンニュートラル技術の社会実装や住宅・建築物の省エネ対策を促進するため、以下の事項を要望する。

- ① カーボンニュートラルに資する次世代技術であるペロブスカイト太陽電池の導入拡大を図るため、メーカーや関係省庁と連携し、住宅・建築物分野における設置・施工上の課題の解決に向けて取り組むこと。
- ② ZEH・ZEB化を促進するため、子育てグリーン住宅支援事業などの補助制度を継続・拡充するとともに、認定低炭素住宅やZEHについて、税制優遇措置の拡充を図ること。
また、ZEH割合の低い建売住宅のZEH化を促進するための支援を充実させること。
- ③ 地方公共団体が公共建築物における率先した取組を着実に実施できるよう、補助金その他の財政支援を行うこと。とりわけ、公営住宅のZEH化に向けた建替え等の公営住宅事業が安定かつ確実に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

2. 国土強靱化実施中期計画に基づく取組の更なる加速化・深化

2-1 「安全・安心なまち大阪」の確立

能登半島地震などの頻発する大規模自然災害から、府民の生命・財産・暮らしを守り、大阪の重要な機能を維持するため、災害耐力の低下をもたらさないように将来にわたってインフラを健全な状態で維持し続けなければならない。大阪府では、国土強靱化実施中期計画に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進していくため、以下の事項を要望する。

(1) 防災・減災、国土強靱化の更なる加速化・深化

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ巨大地震等への備えが喫緊の課題となっている。今後予期される大規模災害を念頭に、治水・土砂災害対策や地震対策、密集市街地の整備、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた下水道など進行するインフラ老朽化への対応といった課題に対し、国土強靱化実施中期計画に基づく大規模かつ中長期的な防災・減災対策を、5か年加速化対策の完了後も継続して着実に進めることができるよう、これまで以上の予算措置を行うこと。

加えて、緊急防災・減災対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の適用期限を延長すること。また、緊急自然災害防止対策事業債については公共下水道のみならず、流域下水道も対象施設に加えるよう適用を拡大すること。

(2) 地震・津波対策の推進

1) 鉄道施設の耐震対策の促進

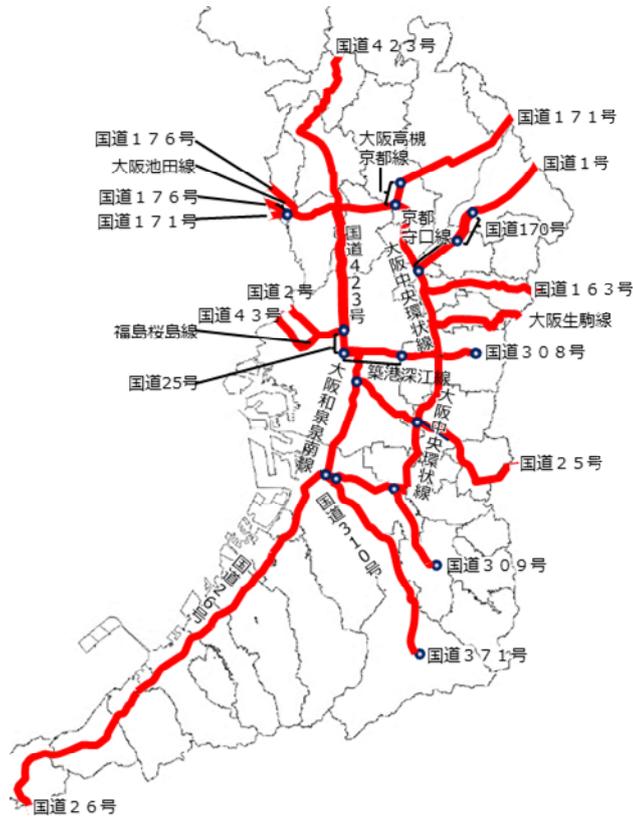
南海トラフ巨大地震等を見据えた鉄道駅等に対する耐震対策について、早期完了に必要な財源措置を講じること。また、国及び鉄道事業者と共に協調する地方負担額について起債措置を可能とすること。

2) 住宅・建築物の耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化を促進するため、必要な財源措置を講じるとともに、以下の事項を要望する。

- ① 耐震診断が義務付けられた避難路沿道建築物にあっては、耐震性が不足する建築物が数多く残っており、令和8年度以降も耐震化の促進に取り組む必要があることから、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の適用期限を延長すること。

【耐震診断義務付け対象路線（大阪府耐震改修促進計画に位置付け）】



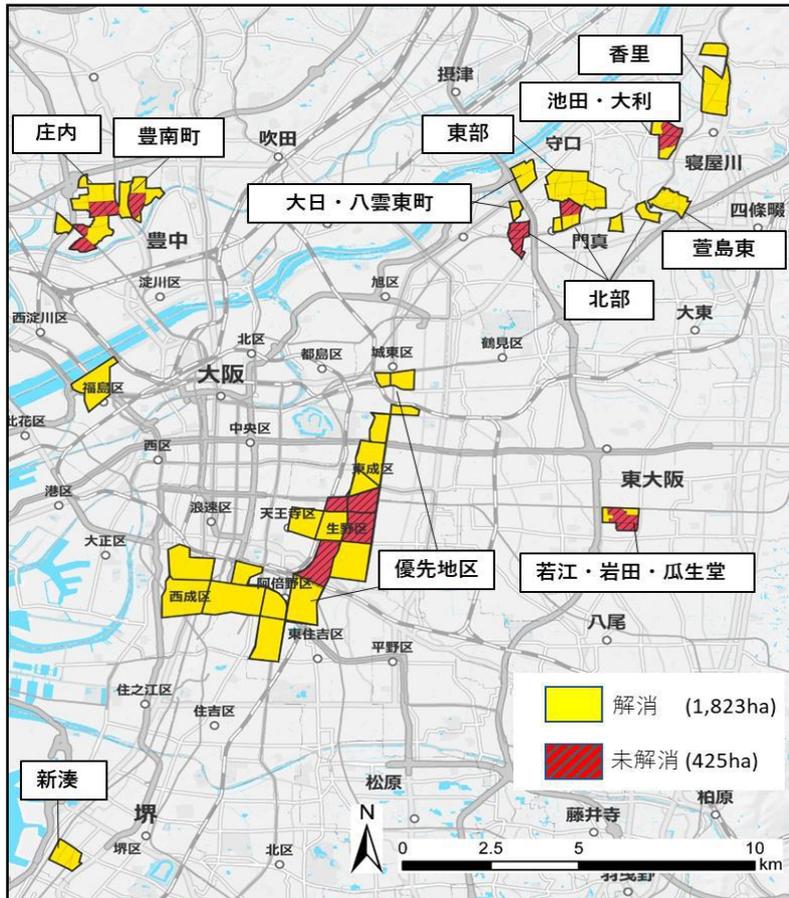
- ② 耐震診断義務付け対象建築物を耐震改修した場合の固定資産税の減額措置の期限（令和8年3月31日）について、延長すること。
- ③ 旧耐震基準の住宅を耐震改修した場合における、固定資産税の減額措置適用期限（令和8年3月31日）及び所得税の特別控除適用期限（令和7年12月31日）について延長すること。
- ④ 公営住宅の耐震化を進めるため、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な財源措置を講じること。

3) 密集市街地の整備

本府では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和7年度までに9割、令和12年度までに全域解消を目標に、GISを用いて特定した延焼危険性を効果的に低減できる箇所において、重点的に道路整備や老朽建築物の除却を推進するとともに、防災性とまちの魅力のさらなる向上のため、民間主体による建替えが進む環境整備等に取り組むこととしている。このため、以下の事項を要望する。

- ① 焼失率改善効果の大きい老朽建築物等の除却を強力に推進するため、その所有者を特定し、除却の積極的な働きかけを行う必要があることから、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること。
- ② 危険密集の全域解消目標を確実に達成するため、令和8年度末までの時限措置として実施されている老朽建築物等除却補助の補助率引き上げ、住生活基本計画（全国計画）の目標年度である令和12年度末まで継続すること。

【著しく危険な密集市街地の状況】（令和6年度末時点）



市	H24当初	R6年度末	
		解消	未解消
大阪市	1,333ha	1,119ha	214ha
堺市	54ha	54ha	0ha
豊中市	246ha	174ha	72ha
守口市	213ha	213ha	0ha
門真市	137ha	74ha	63ha
寝屋川市	216ha	178ha	38ha
東大阪市	49ha	11ha	38ha
合計	2,248ha	1,823ha	425ha

4) 防災公園の整備

安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進するため、被災者の救出救援等にあたる自衛隊・消防・警察等が集結する後方支援活動拠点や、大規模火災などから住民の安全を確保する広域避難場所となる防災公園整備（久宝寺緑地、大泉緑地等）の推進及び防災関連施設の改修・更新などに、必要な財源措置を講じること。

5) 緊急輸送道路等における橋梁耐震化・無電柱化及び法面・盛土の土砂災害防止対策について、以下の事項を要望する。

- ① 緊急輸送道路等における道路橋梁の耐震化について、着実に整備が進められるよう、個別補助制度の創設等を図るとともに必要な財源措置を講じること。
- ② 緊急輸送道路等における無電柱化について、今後、より一層の推進が図れるよう、必要な財源措置を講じるとともに、引き続き、事業期間短縮に向けた包括発注等の取組を進めること。
- ③ 緊急輸送道路等における法面・盛土の土砂災害防止対策について、着実に整備が進められるよう必要な財源措置を講じること。

【道路橋梁の耐震化】



(国道 309 号)

【法面・盛土の土砂災害防止対策】



(府道 野間出野一庫線)

【電柱倒壊等による道路閉塞】



H30年 台風 21 号による被害
(府道 泉佐野岩出線)

【無電柱化対策済】



(府道 大阪港八尾線)

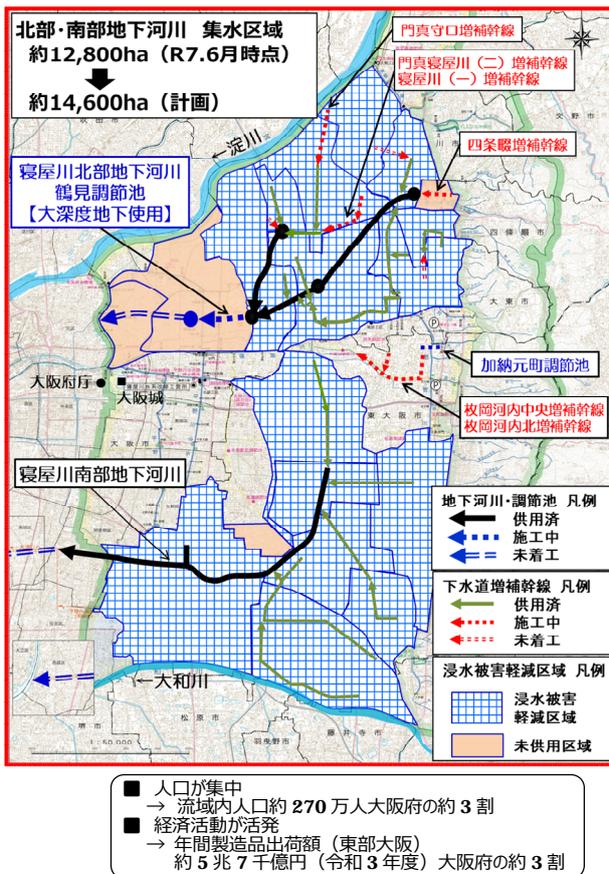
(3) 治水・土砂災害対策の推進

人口・資産が集積し、低平地の広がる大阪では、人命を守り社会経済活動を支えるため、事前防災としての治水施設整備の更なる推進が必要である。あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させるため、以下の事項を要望する。

1) 都市型水害に備える治水対策

- ① 寝屋川流域において取り組んでいる総合治水対策は、国が示す「流域治水」の考え方を全国に先駆けて実践しているものであり、その根幹となる地下河川、下水道増補幹線、流域調節池などの大規模治水施設に対し、十分な財源措置を講じること。
- とりわけ、北部地下河川鶴見調節池は多額の事業費を要するため、遅延なく整備できるように、事業進捗に応じた必要な財源措置を継続して講じること。

【寝屋川流域総合治水対策の整備箇所図】



門真寝屋川(二)増補幹線のシールド機

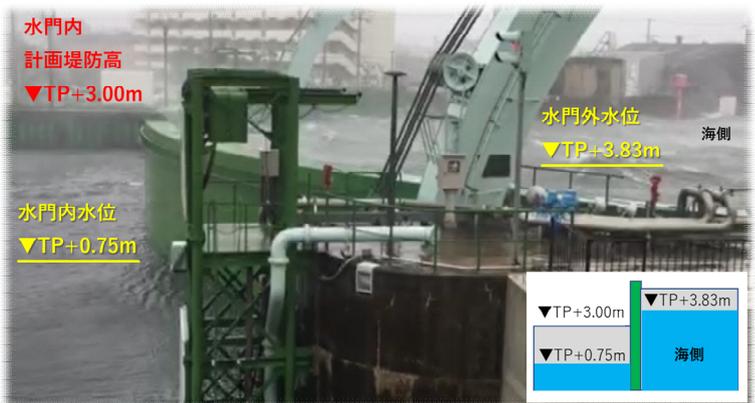
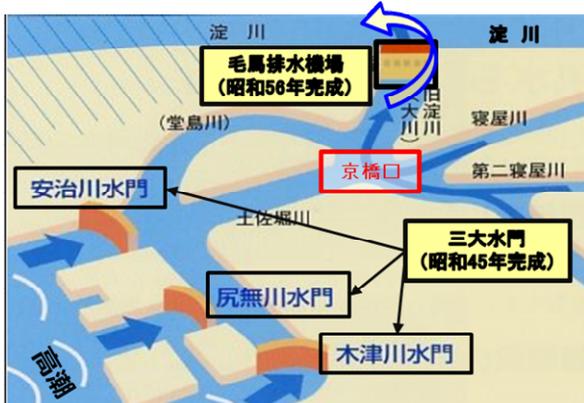


鶴見調節池のシールド機【製作中】外径φ10m

- ② 将来の気候変動による海面上昇などを考慮した高潮や南海トラフ巨大地震により想定される津波に備えるため、完成後 50 年以上が経過し、老朽化した三大水門の更新事業に対し、更新期限までに新水門が完成できるように十分な財源措置を講じること。

【大阪府の高潮対策 (イメージ図)】

【平成 30 年台風第 21 号来襲時の木津川水門】



- ③ 大和川について、大阪府域で避難判断水位を超過する洪水が度々発生しており、治水安全度向上に向け、具体的な河川整備の内容について早急に検討を進めること。
また、直轄河川の治水対策として、淀川における阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業などの推進とともに、寝屋川流域の洪水・高潮時の排水施設である毛馬排水機場について、更新時期を超過していることから、確実に稼働するよう、更新を行うこと。

【令和5年台風第2号来襲時の大和川】



【阪神なんば線橋梁 架け替え】



(出典)国土交通省 HP

2) 治水・砂防・環境整備事業の推進

- ① 流域治水の根幹となる中小河川の整備などのハード対策を重点的かつ着実に実施できるよう、個別補助制度はもとより、交付金についても十分な財源措置を講じること。
また、洪水浸水想定区域指定拡大に伴う市町村のハザードマップ作成などのソフト対策に必要な支援や、ため池の事前放流に伴う損失補填など、制度の充実を図ること。
- ② 土砂災害対策における住民の避難につながる区域指定については、高精度な地形情報を用いた抽出により新たに判明した約 4,300 箇所「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を早期に完了できるよう、補助率の引き上げ等による地方負担の軽減を図ること。
また、急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策についても、必要な財源措置による地方負担の軽減や受益者負担率の軽減を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等の移転・補強制度の充実を図ること。
- ③ ダイオキシン類などの環境基準の達成に向けた浄化浚渫を継続的に実施するため、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の財源措置の期間（令和3年度から令和7年度）を延長すること。

3) 流域下水道の雨水対策

本府の流域下水道事業は、他に類を見ない規模で広域的な雨水対策を実施してきている。引き続き、頻発する豪雨災害に備えるため、大規模で集中的に投資が必要な下水道増補幹線の整備及び大量に更新時期を迎えリダンダンシー確保のための予備機化と合わせて進めている雨水ポンプの更新事業に対し、個別補助制度を堅持し、事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

(4) 都市基盤施設の維持管理

1) 都市基盤施設の老朽化対策等の推進

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、一斉に老朽化が進んでいる。とりわけ、本府の流域下水道施設では、高度経済成長期以降に整備した設備の老朽化が著しく、更新事業も増加し続けており、下水処理・排水機能の停止を避けるため、その対策は待ったなしの状況である。本府では、令和6年度末に改定した大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から都市基盤施設の長寿命化などに加え、AIを用いた区画線劣化診断やドローンによる点検などの新技術や民間のノウハウを活用した、戦略的な維持管理に取り組んでおり、以下の事項を要望する。

- ① 適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策を図りつつ、各施設の状況に応じて更新できるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 現在、地方単独費で実施している都市基盤施設の定期点検及び修繕・更新計画策定等について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。
- ③ 公園施設の維持・更新や魅力向上を図るため実施する民間ノウハウを活用した整備(PFI、Park-PFI など)について、必要な財源措置を講じること。
- ④ 流域下水道包括管理事業については、国費の交付要件となっている「ウォーターPPPの導入」にあたり、各自治体の実情に応じた柔軟な制度設計を図るとともに、導入検討等に相当な時間を要することから、要件化の実施時期についても延伸すること。

2) 流域下水道施設の老朽化対策の推進

埼玉県八潮市で発生した流域下水道管渠の破損に起因すると思われる道路陥没は、社会的にも大きな影響を及ぼし、下水道施設の老朽化対策の重要性が改めて認識された。

本府では、全国に先駆けて流域下水道の整備に着手し、管渠及び施設全体の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

全国最大規模である本府の流域下水道施設は約450万人が利用しており、地震等の災害や老朽化によって機能が停止すれば、一度に多くの住民に公衆衛生上の被害が及ぶこととなる。とりわけ大規模な汚泥処理施設が停止すれば、短期間での復旧や民間で代替施設を確保することが困難であることから、老朽化した施設の改築・更新を強力に推進する必要がある。これらの状況を踏まえ、以下の事項を要望する。

- ① 管渠の計画的な点検調査及び改築・更新について、十分な財源確保を行うこと。
- ② 下水道管渠においては、埼玉県八潮市で発生した事例のように局所的な損傷でも大事故につながる恐れがあることから、これまで国費対象として認められなかった部分的な改築・更新について財源措置を講じること。
- ③ 下水道施設の老朽化対策・耐震性確保の観点から、大規模な汚泥処理施設の改築・更新や汚泥処理施設間の相互補完の取組についても個別補助の対象とすること。

- ④ 老朽化施設が急激に増加しており、災害耐力の低下や下水道施設の機能停止リスクが増大していることから、下水道施設の改築・更新にかかる、さらなる財政支援の底上げを行うこと。

3) 公営住宅の整備・適正な管理の推進

公営住宅は、社会情勢の変化に対応しつつ、高度経済成長期に供給された大量のストックの再編・整備等を通じて、将来戸数の適正化や良質なストック形成を進める必要がある。

このため、建替えや計画的な修繕等、公営住宅事業を安定かつ確実に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

(5) 空家対策の促進

空家対策の実施主体である市町村による取組が一層推進されるよう、以下の事項を要望する。

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法において、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も「空家等」の対象に加えること。

また、長屋において、区分所有法改正により創設される財産管理制度の活用を促進するとともに、活用事例の情報提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

【管理不全状態の長屋】



- ② 市町村以外の利害関係人が財産管理人を選任する場合にかかる費用を国庫補助の対象とするとともに、市町村が負担することとなる所有者不存在空家の解消に係る費用について全額国庫負担とするなど、さらなる財政支援を行うこと。

2-2 大阪の成長に向けたインフラ整備の推進

(1) 道路ネットワークの充実・強化

大阪・関西の成長に必要なネットワークの強化に向け、府域の放射・環状軸を形成する道路やまちづくり・防災拠点へのアクセス道路の整備等に必要な措置を講じるため、以下の事項を要望する。

- ① 阪神高速淀川左岸線は、新名神・名神高速道路と関西国際空港及び大阪湾ベイエリアを結ぶ大阪都市再生環状道路の一部を形成する重要な幹線道路であることから、淀川左岸線（2期）の早期完成に続き、着実な進捗が期待される延伸部についても、大深度地下使用認可申請を進め、トンネル工事に早期着手するなど、一日も早い全線整備に向けて、さらなる事業推進を行うこと。
- ② 新たな国土軸として東西二極を複数のルートで結ぶ新名神高速道路について、暫定4車線を早期に全線完成させるとともに、物流生産性向上等に寄与する6車線化についても整備を推進すること。
- ③ 新大阪駅周辺地域が広域交通ネットワークの一大ハブ拠点となることを踏まえ、新大阪駅周辺から大阪都心部や高速道路へのネットワーク強化のための新御堂筋の機能強化について、府をはじめとする関係者とともに検討を深めること。
また、新名神高速道路と接続する箕面有料道路の高速道路会社への移管を進めるとともに、近畿圏の高速道路料金について、淀川左岸線等の高速道路ネットワークの整備状況なども見据えた、さらに利用しやすいシームレスな料金体系となるよう、引き続き取り組むこと。
- ④ 国の新広域道路交通計画に位置づけられた一般広域道路である大阪内陸都市環状線（（一）大阪羽曳野線、（主）大阪和泉南線）や第二名神連絡道路（（主）枚方高槻線、（主）大阪高槻京都線）などの事業中路線については、国土強靱化にも資する路線であることから、早期に重要物流道路に指定し、着実に整備が進められるよう必要な財源措置を講じること。
また、立体交差化による渋滞対策等の推進に向け、個別補助制度の創設等を図るとともに必要な財源措置を講じること。
- ⑤ 第1次緊急輸送道路である一般国道25号について、慢性的な渋滞や豪雨災害による通行止めなど、交通機能上の課題を解消するため、幹線道路の機能強化が図られる「国道25号大阪柏原バイパス」の計画段階評価に向けた具体的な調査を実施すること。

(2) 鉄道ネットワークの充実・強化など

広域鉄道ネットワークや都市鉄道ネットワークの充実、連続立体交差事業の推進に必要な措置を講じるため、以下の事項を要望する。

- ① 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」へ位置付けられたリニア中央新幹線は、国家プロジェクトとして、全線開業時期の最大8年前倒し（最速2037年）を確実にものとするため、名古屋・大阪間の一日も早い着工を行うこと。加えて、工事の輻輳が想定される北陸新幹線をはじめ、まちづくり等の関係者と十分な調整を行い、駅部の工事期間の短縮に努めるよう支援するとともに、新幹線や在来線との乗換などの利便性を考慮し、早期に駅位置を決定すること。

また、北陸新幹線は、小浜・京都ルートで検討が進められてきたが、今後は、米原ルートも含めて幅広く比較・検討を行い、全体事業費の見直しに合わせて新たに算出した費用対効果を早期に公表すること。併せて、鉄道運行事業者からの貸付料徴収期間の延長等、地方負担の軽減に繋がる検討を行い、一日も早い認可・着工を実現すること。



- ② なにわ筋線は、国土軸上の新大阪から関西国際空港へのアクセスを強化し、広域的な鉄道ネットワークを形成することから、その整備に必要な財源確保を行うこと。

また、大阪・関西の成長に資する公共交通戦略路線（なにわ筋連絡線・新大阪連絡線など）について、その具体化に向けた必要な支援を行うこと。

- ③ 大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に形成された鉄道と環状方向に結節することで、広域的な鉄道ネットワークを形成し、交通リダンダンシーの確保及び災害時の緊急輸送を担う大阪中央環状線の機能強化など国土強靱化に資することから、延伸事業の計画的かつ着実な推進に必要な財源確保を行うこと。

- ④ 「開かずの踏切」などによる交通渋滞や踏切事故及び緊急車両の迂回を解消するとともに、沿線のまちづくりにつながる連続立体交差事業（京阪本線、阪急京都線、南海本線・高師浜線 他）を計画的かつ着実に推進できるよう、必要な財源措置を講じること。

【都市鉄道ネットワーク】



注：図中の番号は前述の項目を示す。

- 赤：事業中の路線
- 黄：個別に検討を深めていく路線
- 青：立体交差事業

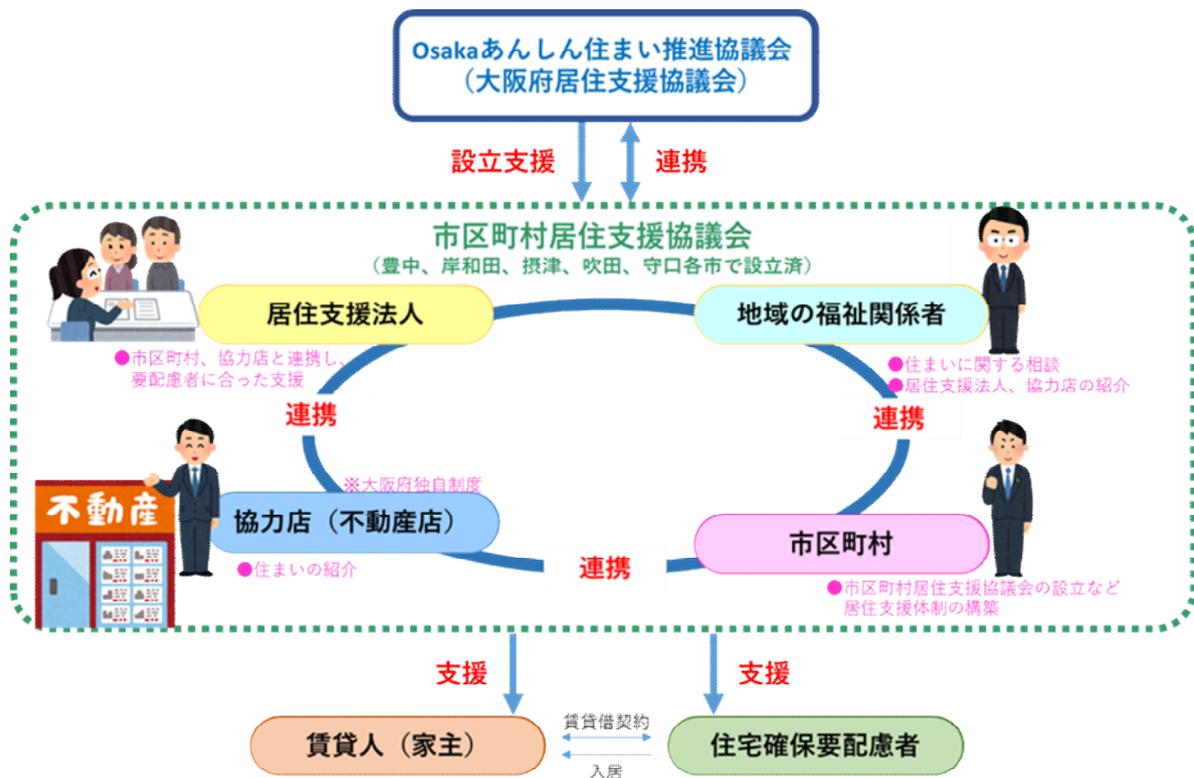
3. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現

(1) 安全・安心な住まいの確保

1) 居住支援協議会の活動に対する支援の充実

住宅セーフティネット法の改正に伴い、地域の実情に応じた居住支援活動が求められる中、市区町村居住支援協議会はより一層重要な役割を担うことから、その設立促進と設立後の安定的な運営を確保するため、財政支援の拡充と財政的に自立して活動できる仕組みを検討・構築すること。また、年度当初から協議会活動ができるよう、居住支援協議会等活動支援事業について速やかに交付決定すること。

【居住支援協議会の概念図】



2) 分譲マンション対策の促進

改正マンション関連法が令和7年5月30日に公布され、分譲マンション対策の強化が求められている。適正な管理を促す市場環境の整備を図るとともに、地方公共団体による取組が一層推進されるよう、以下の事項を要望する。

- ① 分譲マンション対策が地方公共団体の過大な負担とならないよう、以下の措置を講じること。
 - i) 分譲マンション対策に係る恒常的な国庫補助制度の創設など、必要な財政支援を行うこと。
 - ii) 改正法により創設される民間団体の登録制度を円滑に運用するため、担い手となる専門家団体の育成を行うなどの必要な措置を講じること。
 - iii) 分譲マンションの実態把握を容易に行うため、管理組合から地方公共団体に対して管理状況の報告を義務付ける制度を創設すること。

- ② 事業採算性の面から建替えが困難となるマンションも発生することが想定され、将来的には、除却に向けた積立金制度の確立が不可欠と考えられるため、早期に制度設計の検討に着手すること。

3) 住宅・建築物アスベスト改修事業の継続

アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」による、アスベスト吹付け材の調査費用補助及び除去工事費用補助を令和8年度以降も延長すること。

4) 空家対策の促進 ※再掲 P.10 【国土強靱化項目】

空家対策の実施主体である市町村による取組が一層推進されるよう、以下の事項を要望する。

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法において、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も「空家等」の対象に加えること。

また、長屋において、区分所有法改正により創設される財産管理制度の活用を促進するとともに、活用事例の情報提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

- ② 市町村以外の利害関係人が財産管理人を選任する場合にかかる費用を国庫補助の対象とするとともに、市町村が負担することとなる所有者不存在空家の解消に係る費用について全額国庫負担とするなど、さらなる財政支援を行うこと。

(2) 下水道事業の脱炭素化と資源循環

- ① 流域下水道施設は、多くの温室効果ガスを排出するため脱炭素化への貢献度が高い機械・電気設備の改築更新に必要な財源措置を講じること。

- ② 脱炭素化や下水汚泥資源の肥料利用などの取組にあたっては、国策としての国費負担率の引き上げや地方交付税の充当範囲拡充など、新たな制度を創設すること。

(3) 安全・円滑な移動の確保

1) 歩行者・自転車の通行空間の整備

国内外から訪れる多くの人々が安全、快適に府内各地を周遊できるよう、より一層の広域的な自転車通行環境の充実を図るため、必要な財源措置を講じること。

また、昨今の事故情勢を踏まえ、通学路等における安全な歩道と自転車通行空間の確保などに必要な財源措置を講じること。

2) 鉄道利用者の安全確保及び利便性向上の取組の促進

鉄道利用者の安全確保に資する可動式ホーム柵の整備促進については、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、府や鉄道事業者等で策定した「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組み」に基づき取り組んでいるところである。今後、府内全域の必要な箇所に整備が図られるよう、鉄道駅バリアフリー料金制度を用いない鉄道事業者に対して、必要な財源措置を講じること。

特定の時間帯や一部の改札等において駅員が不在となる無人駅について、障がい者を含め全ての利用者が安全・円滑に駅施設を利用できるよう、鉄道事業者の取組に対して必要な支援を講じること。

また、駅や車両など鉄道施設内における防犯対策について、利用者や駅係員の安全確保に資する鉄道事業者の取組に対して必要な支援を講じること。

3) 地域公共交通の確保・維持

長期的な利用者の減少や運転士不足等の原因による路線バスの廃止など、全国的に課題が顕在化している地域公共交通については、路線バス等の交通が確保されるよう、地域公共交通確保維持事業の補助要件の緩和や人材確保に関する補助制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること。

併せて、令和6年に設置された国土交通省「交通空白」解消本部で示された集中対策期間における取組が着実に推進されるよう、市町村や交通事業者等の関係者による取組に対し、必要な支援を行うこと。

4. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上

(1) 都市基盤施設の維持管理 ※再掲 P.9 【国土強靱化項目】

1) 都市基盤施設の老朽化対策等の推進

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、一斉に老朽化が進んでいる。とりわけ、本府の流域下水道施設では、高度経済成長期以降に整備した設備の老朽化が著しく、更新事業も増加し続けており、下水処理・排水機能の停止を避けるため、その対策は待ったなしの状況である。本府では、令和6年度末に改定した大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から都市基盤施設の長寿命化などに加え、AIを用いた区画線劣化診断やドローンによる点検などの新技術や民間のノウハウを活用した、戦略的な維持管理に取り組んでおり、以下の事項を要望する。

- ① 適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策を図りつつ、各施設の状況に応じて更新できるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 現在、地方単独費で実施している都市基盤施設の定期点検及び修繕・更新計画策定等について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。
- ③ 公園施設の維持・更新や魅力向上を図るため実施する民間ノウハウを活用した整備（PFI、Park-PFI など）について、必要な財源措置を講じること。
- ④ 流域下水道包括管理事業については、国費の交付要件となっている「ウォーターPPPの導入」にあたり、各自治体の実情に応じた柔軟な制度設計を図るとともに、導入検討等に相当な時間を要することから、要件化の実施時期についても延伸すること。

2) 流域下水道施設の老朽化対策の推進

埼玉県八潮市で発生した流域下水道管渠の破損に起因すると思われる道路陥没は、社会的にも大きな影響を及ぼし、下水道施設の老朽化対策の重要性が改めて認識された。

本府では、全国に先駆けて流域下水道の整備に着手し、管渠及び施設全体の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

全国最大規模である本府の流域下水道施設は約450万人が利用しており、地震等の災害や老朽化によって機能が停止すれば、一度に多くの住民に公衆衛生上の被害が及ぶこととなる。とりわけ大規模な汚泥処理施設が停止すれば、短期間での復旧や民間で代替施設を確保することが困難であることから、老朽化した施設の改築・更新を強力に推進する必要がある。これらの状況を踏まえ、以下の事項を要望する。

- ① 管渠の計画的な点検調査及び改築・更新について、十分な財源確保を行うこと。
- ② 下水道管渠においては、埼玉県八潮市で発生した事例のように局所的な損傷でも大事故につながる恐れがあることから、これまで国費対象として認められなかった部分的な改築・更新について財源措置を講じること。
- ③ 下水道施設の老朽化対策・耐震性確保の観点から、大規模な汚泥処理施設の改築・更新や汚泥処理施設間の相互補完の取組についても個別補助の対象とすること。

- ④ 老朽化施設が急激に増加しており、災害耐力の低下や下水道施設の機能停止リスクが増大していることから、下水道施設の改築・更新にかかる、さらなる財政支援の底上げを行うこと。

(2) 公営住宅の整備・適正な管理の推進

1) 公営住宅事業における財源措置 ※再掲 P.10 【国土強靱化項目】

公営住宅は、社会情勢の変化に対応しつつ、高度経済成長期に供給された大量のストックの再編・整備等を通じて、将来戸数の適正化や良質なストック形成を進める必要がある。

このため、建替えや計画的な修繕等、公営住宅事業を安定かつ確実に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

2) 建設費等の高騰を踏まえた公営住宅の整備や適正な管理に関する措置

昨今の物価高騰により整備費や維持管理費は上昇する一方、家賃収入は応能応益家賃のため据え置きとなっている。収支のバランスが取れず、府営住宅の整備や適正な管理に支障が生じる恐れがあることから、物価高騰相当額の補填など必要な財政支援を講じること。